

陸前高田市 A I オンデマンド交通導入実証業務委託事業者選定
公募型プロポーザル審査要領

1 審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザル参加資格を認められた者のうち指定期日までにプロポーザル提案書等の提出をした者に限る。なお、プロポーザル提案書等を提出した者が 1 者の場合でも審査は実施する。

2 審査方法

審査は、「陸前高田市 A I オンデマンド交通導入実証業務プロポーザル選定委員会」が審査対象者の厳正な審査を行い契約の相手方となる候補者を選定する。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については、以下のとおりとする。

(1) 実施日程

令和 7 年 7 月 7 日（月）予定

(2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は 1 者あたり 30 分以内、質疑応答の時間は 15 分以内とする。

(3) 入室人数

プレゼンテーション会場への入室は 1 者当たり 3 名以内（機器操作者を含む）とする。

(4) 実施会場

プレゼンテーションは、陸前高田市役所若しくはオンラインにおいて行うものとする。

(5) 会場設営

プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、延長コード、液晶ディスプレイは備えているが、その他必要な物（パソコン等）があれば提案者自身で準備すること。

(6) 禁止事項

プレゼンテーション時の配布資料については、業務提案書等を活用するものとし、追加の配布資料は禁ずる。使用する資料については、プロポーザル提案書等に盛り込んでおくこと。

4 審査方法等

- (1) 評価基準の審査項目に関する各審査委員の評価結果に基づき、「合計点」が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決により受託候補者を選定する。
- (2) 点数の「合計点」が最も高い提案者の点数が満点の6割を下回る場合には、契約の相手方となる候補者の選定には至らないものとする。
- (3) 審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

5 評価基準及び配点

別表のとおり

別表 評価基準及び配点

審査項目	評価項目	評価事項	評価基準	配点
1	業務理解度・実施フロー・工程計画	実施方針	本市の現状及び基本仕様書で定めた業務内容への理解度	10
2		実施フロー・工程計画	内容の明確性・妥当性	10
3	A I オンデマンド交通運行システム構築	デマンド配車システム	自動配車・自動ルート生成機能の効率性・利便性 利用者からの予約受付機能の利便性 配車及び到着予想時刻、乗降ポイントの配信機能の明確性 配車及び到着予想時刻、待ち時間の修正機能の利便性 システム全体の明確性・利便性	5
4		利用者アプリ	乗降ポイントの選択機能の明確性 乗車人数・乗車希望時刻・配車待ち可能時間の設定機能の明確性 アプリ全体の明確性・利便性	5
5		運転者アプリ	運転者へのナビゲーション機能の明確性 アプリ全体の明確性・利便性	5
6		管理者W e b	運行状態・利用者情報の把握機能の明確性 予約情報・車両情報の登録・編集機能の利便性 利用実績・運行実績等の確認機能	5
7	運行体制構築	運転者用タブレットの手配	タブレット、架装及び付属品の状態（利便性）	10
		その他	パンフレットなど周知方法の明確性	
8	プロジェクトマネジメント		業務全体の進捗・運営管理体制 地域の合意形成、運行体制構築及び利用促進に向けた支援方法 定着改善支援及び実験総括・結果分析の方法	10
9	技術的提案	市内公共交通の将来的な運行の効率化に関する提案	提案の明確性、妥当性、実現性	15
10		運行委託予定タクシー事業者との協議調整の手法	提案の明確性、妥当性、実現性	15
11		スマートフォンの操作に慣れない高齢者等にサービス利用を喚起するための方策	提案の明確性、妥当性、実現性	15
12	会社概要書・業務実績書・実施体制・参考見積書		他自治体での同業務の成功実績 見積金額（委託業務全体と照合した時の妥当性）	15
合 計				120